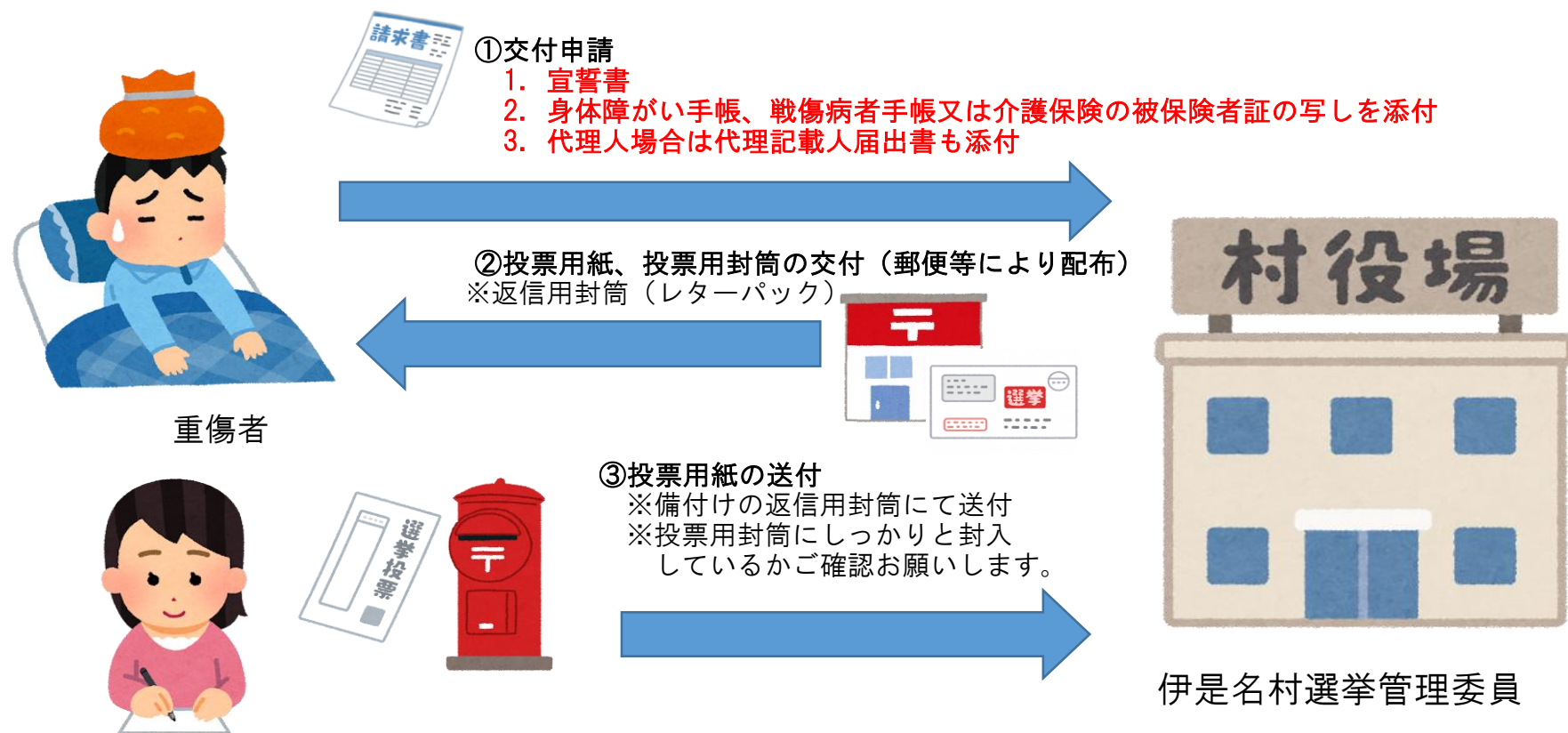


郵便等による不在者投票に係る沖縄県知事選挙等の対応について

1. 概要

体が不自由等で自宅から出ることが出来ない選挙人（以下選挙人という。）による、令和8年9月13日施行の沖縄県知事選挙の投票に関する取り扱いについて、以下のとおりに行います。



申請人又は代理人による投票

※郵便等による不在者投票を行う方へ、郵送による対応となるため投票日（9月13日）までに本村選挙管理委員会に到着するように郵送して下さい。

不明な点がございましたら伊是名村選挙管理委員会までご連絡ください。